

「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」重要事項説明書

1. 事業者の概要

- (1) 名称 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター
- (2) 所在地 長久手市前熊下田171番地
- (3) 電話番号 0561-64-1155
- (4) 管理者名 岩崎 直美
- (5) 指定年月日 平成18年4月1日
- (6) 指定番号 2305000016

2. 当事業所の法人概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会
- (2) 所在地 長久手市前熊下田171番地
- (3) 電話番号 0561-62-4700
- (4) 代表者名 会長 川本 さつき

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 長久手市 長久手小学校区、東小学校区、北小学校区
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	火～日曜日（ただし祝祭日が月曜日の場合は翌平日が休み及び12/28～1/4が休み）
営業時間	午前9時～午後5時

4. 事業の目的、運営方針

- (1) 事業の目的 要支援状態にあってもその悪化をできる限り防ぎ、さらには自立（非該当）への改善を目指します。
- (2) 運営方針 介護が必要な状態にならないように日常生活を活発にする通所系サービスを中心に心身の状態の維持、改善を図ります。

5. 職員の体制

職種	員数	職務の内容
1. 管理者	1名 他職種と兼務	センター職員の監督・管理
2. 社会福祉士	1名以上	高齢者に対する各種相談
3. 主任介護支援専門員	1名以上	地域ケアマネジャーの相談・指導
4. 保健師	1名以上	介護予防マネジメント

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

①介護予防サービス及び支援計画書の作成

- ・保健師その他介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員（以下、「担当職員」という。）が、ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握します。
- ・当該地域における指定介護予防サービス事業者及びその他事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はその家族等に対して提供して、ご契約者にサービスの選択を求めます。
- ・ご契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、ご契約者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、ご契約者及び介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容及びその期間を盛り込んだ介護予防サービス及び支援計画書の原案を作成します。
- ・介護予防サービス及び支援計画書の原案に盛り込んだ介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料、介護予防サービス及び支援計画書に位置づけた理由等についてご契約者及びその家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②指定介護予防サービス事業者及びその他事業者等との連絡調整・便宜の供与

介護予防サービス及び支援計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定介護予防サービス事業者及び特定相談支援事業者、その他事業者等との連絡調整を行います。

③介護予防サービス実施状況の把握

ご契約者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者及びその他事業者等との連絡を継続的に行い介護予防サービス及び支援計画書の実施状況を把握します。

④介護予防サービス及び支援計画書の評価

介護予防サービス及び支援計画書に位置づけた期間が終了するときは、当該計画目標の達成状況について評価を行います。

⑤介護予防サービス及び支援計画書の変更

ご契約者が介護予防サービス及び支援計画書の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス及び支援計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者の合意に基づき、介護予防サービス及び支援計画書を変更します。

⑥要介護認定等にかかる申請の援助

ご契約者の意思を踏まえて、要支援・介護認定及び事業対象者の申請に必要な援助を行います。

⑦給付管理

介護予防サービス及び支援計画書の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行います。

(2) サービス利用料金

①利用料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

	単位数	料金
・ 総合事業対象者 ・ 要支援 1・2	442 単位	4,605 円

各種加算（該当する場合、上記に加算されます）

- ・ 初回加算 300 単位（3,126 円）
- ・ 委託連携加算 300 単位（3,126 円）

※ 長久手市の地域区分が6級地のため、告示上の単位数に 10.42 を乗じてあります。

7. 業務の委託

当事業所では、以下の業務委託内容の一部又は全部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。ご契約者の介護予防サービス及び支援計画書の作成を担当する事業所（当事業所を含む）については、ご契約者と協議の上で決定します。

委託した居宅介護支援事業所は、委託業務の実施にあたって、当事業所と同様、契約書第9条に定める守秘義務を守ります。

<業務委託内容>

- ①介護予防サービス及び支援計画書の作成
- ②指定介護予防サービス事業者及びその他事業者等との連絡調整
- ③介護予防サービス実施状況の把握
- ④介護予防サービス及び支援計画書の評価
- ⑤要介護認定等にかかる申請の援助
- ⑥給付管理票の作成

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う担当職員

サービス提供時に、当事業所及び委託した居宅介護支援事業所のいずれかにおいて担当職員を決定します。なお医療機関に入院した際は、ご契約者及びその家族等により、医療機関に事業所名および担当職員名をお伝えください。

(2) 担当職員の交替

①事業者からの担当職員の交替

事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。担当職員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の担当職員の指名はできません。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター 管理者 岩崎 直美

電話番号 0561-64-1155 FAX 0561-64-3838

○受付時間 営業日及び営業時間と同じ

(2) 第三者委員

当事業所では、学識経験のある方等を第三者委員に選任し、当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。ご契約者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

詳細は苦情受付窓口にお尋ね下さい。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

長久手市福祉部長寿課 介護保険係	所在地 長久手市岩作城の内60番地1 電話番号 0561-56-0613 FAX 0561-63-2940 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
愛知県国民健康保険団体 連合会 介護保険課（苦情相談室）	所在地 名古屋市東区泉1丁目6番5号 電話番号 052-971-4165 FAX 052-962-8870 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

10. ご契約者及び家族等の個人情報の提供について

ご契約者やその家族等の個人情報について、介護保険法に関する法令に従い、サービス担当者会議等、ご契約者に係る他の指定介護予防サービス事業者及びその他事業者等との連携を図る場合には、ご契約者又はその家族等の同意を得た上で関係者に提供します。

(1) 使用にあたっての条件

①必要最小限の範囲で使用し、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

②個人情報を使用した会議、内容等の経過を記録します。

(2) 内容

①利用者基本情報

②要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書

③サービス担当者会議等において必要な情報

1 1. 事故発生時の対応について

事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者のご家族等に連絡をするとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、次の措置を講じるよう努めます。

- (1) 市、家族等への連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) 事故発生時の社内フローに沿った対応をおこないます。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった措置について記録します。
- (4) 管理者へ報告すると共に事故報告書やカンファレンス報告書を提出します。
- (5) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 虐待防止について

事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるよう努めます。

- (1) 虐待防止に関する担当者の設置をします。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果についてセンターの職員へ周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 虐待（疑いを含む）を発見した場合、市へ通報をするとともに関係機関へ速やかに連絡し、虐待の早期発見に努めます。
- (5) センターの職員に対し、虐待防止のための研修を実施します。

1 3. 第三者評価の実施について

提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無：無

14. 業務委託居宅介護支援事業所（業務委託届出日 年 月 日）

事業所名	
所在地	
連絡先	TEL : FAX :

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明年月日	年 月 日
居宅介護支援事業所名	社会福祉法人長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター
説明者	

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

年 月 日

<p>（甲・サービス利用者）</p> <p>お名前</p> <p>（署名代行者）</p> <p>お名前</p> <p>署名代行の理由</p>

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した介護予防支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の介護予防サービス及び支援計画書及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、担当職員または従業員は退職後、在職中に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
 - ・サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の指定介護予防サービス事業者及びその他事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

2. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ③ ご契約者が介護保険施設等に入所した場合
- ④ 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要介護又は自立（事業対象者は除く）と判定された場合
- ⑤ ご契約者が担当地区外へ転出または転居した場合
- ⑥ 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑦ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑧ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は下記をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお知らせください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した介護予防サービス及び支援計画書に同意できない場合
- ②事業者もしくは担当職員が正当な理由なく本契約に定める介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施しない場合
- ③事業者もしくは担当職員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは担当職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

2025.2.4